

【講演】 学縁ありて

専修大学名誉教授 庄 菊 博

1 生い立ちから専修大学への道



庄菊博先生

それでは、着座にてお話をさせていただきたいと存じます。本日のテーマは『学縁ありて』としました。もちろん、この『学縁』という語は正式な日本語ではありません。私が勝手につくった言葉です。

私は、昭和23年12月1日、現在の埼玉県入間市、旧入間郡豊岡町で出生しました。家庭は、ごく普通の勤め人の家庭です。小学校、中学校は地元の公立学校に通いました。学校の通信簿には、いつも積極性に欠けると書かれていました。高校も地元の埼玉県立豊岡高校普通科に入学しました。この高校は、来年、創立100周年を迎える伝統校ですが、もともとは農業科、そして商業科の高校、いわゆる実業高校でした。したがって、私が入学した普通科は、その後、2年前に新設された学科でした。しかも普通科と称するものの、大学進学クラスは1クラスしかありませんでした。そのため、教員も生徒も大学進学にどのように対応してよいのか全く手探りの状態でした。自慢できることではありませんが、これまで大学受験予備校に通ったことは一度もなく、模擬試験を受けたことも一度もありません。ひたすら大学入試の参考書を手に置き、独学で大学を目指しました。

ただ、高校に入学すると、担任の先生から「ルーム長をやれ」と指示されました。いわゆる学級委員です。後に分かったことですが、入試の成績が上位であったからのようなのでした。そして、部活では新聞部に入りました。新聞部を選択したのは、当

時、NHKのテレビドラマで事件記者という番組が放映されており、新聞部がカッコイイと思ったからです。また、『ペンは剣よりも強し』という格言に憧れたことも、入部を決めた理由の一つでした。高校時代は質実剛健の校風の傍ら、友達にも恵まれ、まさに青春時代を謳歌することができました。将来的には、親戚の者が市役所の幹部職員であったことから、当然、市役所に就職することを前提として勉強し、大学進学も、そのための一つ的手段として考えていました。教員となった今でも、市役所関係の仕事は原則的に断らないのは、このような経緯が根底にあるのかも知れません。

大学進学に際し、正直なところ、専修大学は第1志望ではありませんでした。今と異なり、当時は入試に合格しても、入学手続きを待ってくれる制度はありませんでした。したがって、第1志望を落ちて、次に第2志望に合格すると、第2志望に入学手続きを行うことになりました。そのような成り行きで専修大学に入学したため、専修大学というのは一体どのような大学であるのか、詳しく知りませんでした。同じクラスに卓球の国体選手がおり、専修大学は卓球部が強く、校歌が素晴らしいと聞いていたのが、唯一の情報であったように覚えています。合格してから初めて、最初の2年間、法学部は生田校舎に通学することを知った次第です。月曜日から土曜日までの5日間、毎日、埼玉県の入間市駅で6時50分ぐらいの電車に乗り、池袋や新宿の東京都を經由し、神奈川県に向ヶ丘遊園駅まで通いました。専修大学の入学手続きを済ませた後、第3志望の大学から合格通知が届きました。合格した学部は経済学部、しかもその大学は入試段階で第2外語を選択することになっており、なぜかフランス語を選択していました。かりに、この大学へ入学していたならば、法学部で民法を担当し、外国法としてドイツ法を参照する今の自分はありませんでした。

専修大学の入試は神田校舎で受験しましたが、当時、まだ1号館の高層校舎は建てられてなく、低層の古色蒼然とした校舎でした。床は防腐剤が撒かれて油臭く、スチーム式の暖房器具が試験の最中にもカーカーンと音を立てている状態でした。今様にいえば、古く劣悪な状況の校舎でした。ただ、入試のとき、本当に奇妙なご縁ですが、試験監督として2人の先生が教室に入ってくられました。1人は年配の小柄な先生で、今の私の風貌と同じように、頭髮がほとんどない先生でした。実は、

この方が後に大学院での指導教授となる民法の村教三先生でした。他の1人はまだ若く、背の高い先生でした。経済学部所属で英語担当の榎本良吉先生でした。この榎本先生が、入学後に友人と一緒に結成した『歩こう会』（同好会）というサークルの顧問になってくださいました。そして、村先生は受験生に対して「君たち、受験票の受験番号を書きなさい」と指示しました。さらに「受験番号の前にJというアルファベットがある。これも書きなさい。JとはJurisprudenceのJというのだ」と板書されました。今の入試では到底考えられません。しかし、そこで2人の先生との劇的な出会いがありました。

そして、入学後、先ほど申しましたように、友達と『歩こう会』というサークルを結成して活動をしていました。確か、1年生の年が明けて3月頃だと記憶していますが、大学から1通の封書が届きました。中を見ると、君は特待生に選ばれたとの通知でした。前回、ここで報告された田口文夫先生と、その先輩である木幡文徳先生の場合は特奨生でしたが、特待生というのは、その年度の成績で自動的に選ばれる奨学生で、次年度の学費が免除されました。ちなみに、1年先輩の日高義博先生も特待生でした。特待生になると指導教授が付きますが、その指導教授が村先生でした。当時は1年に1回、うなぎ弁当での会食がありました。村先生から「君は体が大きいから弁当を2つ食べなさい」ということで、毎年、うなぎ弁当を2つ食べていました。後に、うなぎ弁当は村先生の好物であったと聞き及びました。

2 大学院へ

そして、あるとき、村先生から「もし君が大学院に行くのだったら面倒を見る」という話をしていただきました。私も咄嗟に「はい、お願いします」と返答しました。冷静になって考えると、それまで私は公務員志望であったために、現在の公共政策コース、当時は第3コースと称したコースに所属し、ゼミナールも憲法を中心に勉強していました。内藤光博先生のお師匠さんに当たる鈴木重武教授のゼミナールに所属していました。ところが、当時の大学院は、私法学コースはあるものの、公法学コースがありませんでした。ということは、大学院に進学して村先生のご指導を仰ぐためには憲法から民法に専攻変更しなければなりません。そこで、急遽、民法を猛勉強することになりました。大学院の入試では、民法は、売主の瑕疵担保責任

と譲渡担保が出題されました。面接のとき、初めてお声を掛けていただいたのですが、民法の打田峻一教授から「まあまあ書けていたよ」というお褒めのお言葉をいただきました。大学院に入学後は、修士論文のテーマを決めなくてはなりません。村先生が指導教授のため、当然、修士論文のテーマも物権法に関するものとなります。そこで、村先生のお師匠さんの石田文次郎博士が、これまでどのような研究をされてこられたのか、その数々の研究論文を読ませていただきました。そして、このレジュメにも掲げているように、修士論文のテーマを所有者抵当権としました。このテーマならば、ドイツ民法との比較法的考察ができるということも、選択した一因となっています。正確なテーマは「所有者抵当権の実現性—所有者抵当権の諸型態を中心として—」です。

大学院に入学当時、村先生は、数年後に定年退職を控えていたために、「ぜひ君は打田君のゼミを受講しなさい」という指示がありました。実際のところ、打田先生と村先生は、向いている方向も、方法論も違いました。俗に言えば、あまりそりが合わない仲であったために、村ゼミの院生で打田ゼミを受講したのは、私が最初であると聞いています。そのような訳で、一方で村先生のご指導を仰ぎ、また他方で打田先生のゼミに参加させていただきながら、修士論文を書き上げました。

修士課程修了後は博士課程に進学しましたが、相変わらず担保物権、とりわけ譲渡担保や仮登記担保を研究しました。そして、博士課程2年次のとき、法学部の助手採用試験が実施され、幸いにも合格しました。村先生は昭和50年3月末をもって定年退職されたため、同年4月からは、打田先生のご指導の下、専修大学法学部助手としての学究生活を開始しました。助手時代には、ちょうど譲渡担保という非典型担保があまりにも担保権者である債権者の側に有利過ぎるために、それに代わって仮登記担保という非典型担保が利用され、その担保的な法的構成が脚光を浴び始めた頃でした。また、昭和49年10月23日に仮登記担保に関する最高裁大法廷判決が下されたこともあり、助手論文は「仮登記担保の生成と展開—その担保権としての構成に関する一考察—」というテーマで執筆しました。後に知るに至りましたが、助手論文の審査に当たられた3人の先生のうち、1人は日本法制史の石井良助先生、もう1人は元最高裁判事の横井大三先生、そしてもう1人は、民法の菱木昭八朗先生ということでした。その後、昭和51年3月末をもって、大学院博士課程を単位取

得退学しました。昭和50年に法学部助手，昭和51年に大学院博士課程退学と，年号・時期のずれが生じているのは，当時の法学研究科長であった刑法の定塚道雄先生から「君は助手に合格したけれども，あと1年間，博士課程の学年が残っている。君はどうするか」と質されました。私は「できればもう1年，博士課程に在籍したい」と返答しました。定塚先生の「よし，分かった」ということで，1年間は，一方で大学から給料をもらい，そして他方で院生としての身分を保有し学割も使っていました。ちょうど私たちが居りますこの部屋が当時の人事課の事務室でした。ここで就職に関する諸手続きをしたことを覚えています。

3 助手・専任講師・助教授時代とドイツ留学

法学部助手として3年間勤務した後の昭和53年4月，法学部専任講師に採用されました。専任講師時代の研究テーマとしては，一方におきまして譲渡担保とりわけ流動動産譲渡担保，また，仮登記担保では根抵当に類似した根仮登記担保というものがあり，これについて関心を持っていました。そしてもう一つは，先ほど室長の内藤先生からもご紹介があったように，抵当証券について調査・研究を行っていました。抵当証券に興味を抱いたのは，所有者抵当権の成立に関する民法の解釈論の一つとして，民法179条1項ただし書，いわゆる物権混同の例外があります。さらに，抵当証券法では，戻裏書に関する手形法11条3項を準用していませんが，学説理論として，この手形法11条3項の戻裏書に関する規定を類推適用することが可能であるということから，抵当証券にも興味を持ち，修士論文でも言及していました。そうした中，昭和48年に当時の富士銀行が中心となり，日本抵当証券株式会社が設立されたとの新聞記事を見つけました。そこで，その会社をお訪ねしたことが契機となり，抵当証券の研究を深めていった次第です。そして，昭和57年4月に法学部助教授に昇格しました。その後，昭和59年8月に相馬学術奨励基金海外研究員として，1年間，ドイツ連邦共和国のミュンスター大学に留学する機会を得ました。

この留学に当たっては，そのちょうど1年ほど前の雨の日でした。中央線沿線の信濃町に雑誌『金融法務事情』を発行している“きんざい”という会社があります。そこで抵当証券に関する座談会が開催されていました。当時，富士銀行系の日本抵

当証券株式会社が続いて、三菱銀行がダイヤモンド抵当証券株式会社を設立していました。そして、座談会には、三菱銀行から出向されていた徳田という名前の方が参加していました。最近になって経済学部の徳田賢二先生から「実は私の兄が、昔、先生と一緒に仕事をした」との話をお聞きしました。これも本当に奇妙なご縁ですが、なんと、座談会に参加されていたダイヤモンド抵当証券の徳田さんが、徳田先生のお兄様でした。座談会終了後、その打ち上げを信濃町のイタリアンレストランで行い、夜遅く帰宅しましたら、当時の学部長の泉久雄教授から電話があったとのことでした。妻の話では「とにかく何時に帰っても私の家に電話するように」との内容でした。そこで、深夜にもかかわらず、泉先生のお宅に電話しました。すると、泉先生からは「庄君、君は相馬学術奨励基金海外研究員の候補者になっている」、「君は来年度、海外に行くかどうか、明日の朝までに奥さんと相談して決めなさい」とのことでした。妻に相談しましたら「ぜひ行ってきなさい」ということで、翌日、泉先生に受諾する旨のお電話を差し上げました。ただ、留学の話は寝耳に水でした。確かに、修士論文その他でBGB(ドイツ民法典)等のドイツ法については、若干は研究対象としていましたが、まさか自分が海外に行って研究することは想像すらできませんでした。飛行機に乗ったのも、その前年に育友会の出張で福岡に行ったのが初めてでした。そのうえ窓際が怖く、途中で同行の先生と席を交代したという状況でした。しかも、妻はもとより、3歳半の子どもを連れての海外留学となる予定です。幸いなことに、当時の民法部会の先生方のご協力を得て、授業は午後および二部に集中させていただきました。そして約半年間、ドイツ語会話を学ぶために代々木のハイデルベルクという語学学校に通い、生田校舎に通う小田急線の電車の中では、その日の宿題を済ませていました。

問題は、ドイツに留学するとしても、どのような先生に指導をお願いすべきなのか全く見当が付きませんでした。とにかく、ドイツの担保制度を基礎から勉強したいと思い、BGB、とくに物権に関する教科書、論文を図書館であさりしました。その中で、ミュンスター大学のヘルムート・コルホーサー(Helmut Kollhoser)教授の担保制度に関する論文に接することができました。そして、図書館には、紳士録 Who's Who? のドイツ語版である Wer ist Wer? があり、その記述を参照してコルホーサー教授に手紙を書きました。全く存じ上げなかった先生です。当時、神田校舎10階

の研究室受付には電動タイプライターが置いてありました。それを用いて、本当に一文字、一文字、何とか手紙を完成させて郵送しました。ところが、なかなか返事が来ませんでした。そのときに、青山学院大学で商法を研究している関英昭教授がミュンスター大学で博士号を取得し、しかも、コルホーサー先生の秘書をしている女性と面識があるとの情報が入りました。そこで関先生を通じて、秘書の方に連絡を取っていただきました。そうしたところ「確かに庄からの手紙が来ている」、「教授も庄を受け入れるという返事の手紙を送付した」、「ただ、それは船便で出した」ということでした。そこで、その秘書の方が気を利かせてくれ、急遽、教授から同じ文面の手紙を作成してもらい、航空便で発送していただきました。それから数週間後には船便での手紙も届きました。

いよいよドイツへ出発することになりますが、先ほど申したように、妻と3歳半の息子連れての旅立ちです。当時、成田からドイツへはアンカレッジ経由で16時間かかりました。飛行機はハンブルクで一度着陸しましたが、その際にはピストルを携えた警察官が機内に入ってきました。日本とドイツとの相違に驚きを感じた瞬間でした。ドイツ到着後、3カ月ほど、ミュンスターに近いイザローンという田舎町のゲーテ研究所に通い、ドイツ語会話の学習に明け暮れました。その1年後、田口先生も同じイザローンに滞在し、しかも、私が下宿した家に滞在しました。これも全く奇妙なご縁といえます。そして、ドイツ語研修を終えた後、電車を乗り継ぎ、ミュンスター駅のプラットフォームに初めて降り立ちました。そこで迎えてくださったのが、コルホーサー先生でした。初めてお会いしました。当日は、先生の車で住居となるマンションまで送ってもらいました。部屋には予め船便で送付していた段ボールが到着しており、居間のテーブルには美しい花が飾られていました。先生の奥様のお心遣いでした。大学研究室で私を補佐してくれることになった助手のザビーネ・ヒンツ女史とお会いしたのも、この日が初めてでした。ちなみに、彼女は、博士号を取得後、ビーレフェルトで裁判官になりました。コルホーサー先生の研究室では私が初めての日本人であったようで、公私にわたって大変お世話になりました。

ミュンスター大学に留学しましたが、正直、最初の留学におきましては、数時間、研究室にいただけで、精根尽き果てる状態でした。やがて、帰国が迫る1カ月前ぐ

らいになると、思う通りに研究成果が上がらないのに気づき、当時も学部長であった泉先生に手紙を書き、実はこのような状態ですと打ち明けました。泉先生も海外留学の経験をお持ちだったために「庄君、それでいいのだよ」、「ドイツ人がどういう所に住んで、何を食べ、どんな生活をしているか。これを知ることだけで十分です」との返事でした。これで、肩の荷が下りたように感じました。ミュンスター大学での留学中に収集した資料で、その後の研究に役立ったのは、1本の論文のみでした。その論文も法学部のゼミナール図書館ではなく、経営学部の研究所に所蔵された雑誌に掲載されているものでした。当時は抵当証券制度を中心に研究していました。確かに、抵当証券は証券抵当としてBGBに規定されていますが、物権法に関する教科書や論文を読んでも、通り一遍の説明しかなされていませんでした。なぜだろうと思いましたが、証券抵当というものは、BGBにおける原則的な抵当権の形態ではあるものの、実際には、そのような物権的証券よりも、抵当銀行が発行する債権的証券である抵当債券が主流になっており、さらに、その原因も指摘した論文を見つけることができました。これが見るもの聞くものが初めてであった最初のドイツ留学でした。

4 教授昇格と2度目のドイツ留学

留学から帰国した後は、わが国やBGBの抵当証券に加えて、抵当銀行および抵当債券について興味を抱き、その研究を継続しました。当時から抵当証券に関する研究者は少なく、若手では、現在は横浜国大の今村与一教授、成蹊大学を定年退職された上原由起夫教授、そして私の三人ほどで、若手三羽鳥ともいわれていました。昭和60年、金融財政研究会から『担保法大系』(第3巻)が出版されましたが、これには、抵当証券に関する今村先生、上原先生そして私の3本の論文が所収されました。論文掲載に際しては、当時、都立大の教授で今村先生の指導教授であった清水誠先生による査読を兼ねた研究会が開催されたことを鮮明に覚えています。本日出席の高橋寿一先生の前任校が横浜国大であることから、高橋先生とお会いすると、いつも「今村先生はどうされていますか」との話から始まります。また、幸いなことに、外部の研究所から、ドイツ、スイス、フランス、アメリカの抵当銀行等についての調査団を派遣したいので、コーディネーターになって欲しいとの依頼も受け、2度ほ

ど海外調査団に参加する機会を得ました。そして、平成元年、それまでの研究成果を先ほど室長の内藤先生からご紹介いただいた『抵当証券制度の課題』として上梓することができました。平成3年には共編著として『新しい金融・不動産の証券化』を上梓しましたが、これには、上述した海外調査の成果も反映されています。職階的には、平成が始まった年に教授となり、平成が終わる年に大学を定年退職することになります。

2回目の海外留学は大学の長期在外研究員として、平成4年8月から1年間、同じくミュンスター大学、同じくコルホーサー先生の下で研究させていただきました。今回は妻と子どもを2人連れての海外留学となりました。長男は5年生（実際には4年生のクラスに編入）で現地校に入り、6年生で日本に戻って来ました。ちょうど、最近、留学を経験された榎透先生のお嬢さんと同じような状況かもしれません。次男にとっては初めてのドイツでしたが、現地の幼稚園に通園いたしました。2回目の留学では、かなり積極的に活動・行動しました。指導教授に紹介状を書いていただき、エッセンの抵当銀行の頭取にも面会し、多くの資料を収集するとともに、インタビューにも答えていただきました。頭取としては、当然、私が指導教授と一緒に来訪すると思っていたようですが、実際には得体の知れないアジア人が1人でやってきたので戸惑っていたように感じられました。当時の光景を思い出すと赤面の至りですが、真摯に対応して下さった頭取には感謝の念で一杯です。また、コルホーサー先生から「君も、そろそろ研究所で研究発表したらどうか」との提案があり、ドイツと日本の抵当権制度や抵当証券制度を比較検討し、ドイツの抵当銀行と抵当債券にも言及する内容で研究発表を行いました。

帰国後もドイツで収集した文献・資料を基に研究を継続しましたが、その後、不良抵当証券会社による不祥事が発生し、再び抵当証券が衰退傾向になりました。そのため、研究の内容も、抵当証券の取得者である投資家の地位を保護するため、抵当証券制度の健全化に向けての方策や制度改革に重点を置きました。しかし、残念なことに、金融実務上、抵当証券は再度、休眠状態に入ってしまいました。他方で、再び非典型担保とりわけ譲渡担保が注目を浴びようになりました。昭和50年代には譲渡担保から仮登記担保へという流れがありましたが、昭和53年に『仮登記担保契約に関する法律』が制定され、仮登記担保権設定者の利益保護を図るために、仮

登記担保権者の権利行使に極めて厳格な手続きが要求されるに至りました。そのため、近時では仮登記担保から再び譲渡担保への逆流現象が起きているように思い、再び譲渡担保に焦点を当て、その研究を進めています。また、いまだペーパーに起こしてはませんが、物権法に関する基礎的な問題点の再検討に関心が向いていることも事実です。

5 私の流儀

つぎに、レジュメには『私の流儀』との見出しを付けましたが、大学教員として私なりの信念があります。一つは、休講はしないことです。大学に入職して44年になりますが、その間、一度も個人的な理由で授業を休講したことはありません。大学に入職した当時、先輩の西川利行先生が「絶対、君は休講するな」、「這ってでも出て来なさい」といわれました。皆さんはご存知かもしれませんが、私は何度も入院しています。それでも休講がなかったのは、入院に関しては全て日程調整を行いました。春休み、夏休み、その他を利用し入院・手術を行いました。もちろん、何とか44年間の勤めを全うできたことについては、妻にも感謝しなければならないと思っています。二つは、非常勤講師はしないことです。いわゆる全身全霊、専修大学と向き合うことです。これまで、法科大学院を含めて非常勤講師の依頼がありました。集中講義でも構わないとの大学もありました。しかし、全てお断りしました。大学学部の非常勤講師の場合は、当時、博士課程の弟子がいましたので、そのお弟子さんをお願いしたこともありました。三つは、逃げないことです。44年間も勤務していると、辛いこと逃げたいことが数多くありました。実は逃げたいのです。でも自分のためにも逃げないことを心がけました。学内役職としては、恐らく法学部の役職の中で経験していない役職は、数少ないと思います。入試委員も4年間務めました。そのうち1年間はセンター入試の責任者でした。先日も、育友課長である加藤淳子女史からメールをいただき、私がセンター入試の責任者のときに、入学センターの担当者が加藤さんでした。一緒に昭和女子大での説明会に参加したことを覚えています。その他、日本私法学会は本学で2回開催されましたが、2回目の開催時には責任者になり、かなり忙しい時期を過ごしました。思えば、私が大学院の博士課程に在学中、本学で初めて日本私法学会が開催され、村先生が責任者

でした。そして若手の陣頭指揮を取られたのが木幡先生でした。当時の経験が2回目の日本私法学会を開催するに当たり、教訓となって活かされたことを覚えていません。

6 44年間の軌跡

最後に、44年間にわたる教員・研究者としての軌跡を振り返ってみたいと思います。このなかで、決して忘れることができない出来事は2度のドイツ留学です。まさか自分がドイツに行くとは全く考えていませんでした。ドイツでの2年間、とくに1回目のドイツは、本当に、辛い苦しい1年でした。通勤のバス代を節約するために、1時間も降りしきる雪の中を歩いたこともありました。当初は、ドイツでブラウンの電気カミソリを買おうと思いましたが、ドイツではバーゲンセールが年に2回しか実施されません。そのため、ヒゲを伸ばし放題にしていたところ、そのヒゲが凍り付きました。真冬、大学の研究室に到着すると、まず、拳でヒゲから氷の塊を落とすことが日課のようになりました。なぜか、雪の中、約1時間、研究室への道すがら、頭に浮かぶ歌が2曲ありました。一つは、専修大学の校歌でした。他の一つは『異国の丘』でした。コルホーサー先生も私の滞在生活を心配して「日本人会があるから、君、日本人会に参加したらどうか」といわれましたが、何とか自力でやっていける見込みがついたために、妻子には申し訳なかったのですが、自からは積極的に日本人と接触するのを避けてきました。ただ、1回目の留学のときに、わが家を訪れた日本人が2人おられます。1人は青山学院大学の関先生です。学会でドイツを訪れた際に訪問してくれました。もう1人が、当時、一橋大学の大学院生でザントロック教授の指導の下、経済法に関するテーマで博士論文を執筆していた平川幸彦さんです。当時、平川さんは胃の調子が思わしくなく、あまり食欲がないとのことでした。でも、わが家では、妻がカレー粉と小麦粉で調理したカレーをおかわりしてくれました。やはり日本食が恋しかったのでしょう。その後、平川幸彦先生は明治学院大学法学部の教授となられ、同大学の法科大学院でも活躍されましたが数年前に急逝されました。ドイツでは自分もいろいろな方にお世話になってきたために、2回目の留学のときは、何とか恩返しをしなくてはならないと思い、積極的に日本から来られた方々のお世話をさせていただきました。当時は福島大学教授で

あった商法の稲庭恒一先生，関西大学教授であった民法の月岡利男先生とも親しく
交際させていただきました。また，ミュンスター大学法学部は中央大学法学部と組
織間交流協定を締結していたために，中央大学法学部教授で商法の丸山秀平先生が
ミュンスター大学に短期滞在したのもこの時期であったと記憶しています。この協
定により，コルホーサー先生も短期間ですが中央大学に滞在した時期がありました。
先生と奥様の趣味の一つが登山であったために，ドイツ留学中から，日本に行って
富士山に登りたいとの希望を聞いていました。そこで，9月上旬のこと，5合目の
佐藤小屋に前泊して山頂を目指しました。当日は風雨が強く山頂は視界が悪い状態
でしたが，先生ご夫妻との留学中の約束を果たすことができました。

このような海外留学の経験から，私は，ぜひ若い方には早めに海外に行ってほし
いと思います。海外留学では，日本ではできない経験をすることができます。ドイ
ツへ行く前は，私の頭の中ではBGBは学問の対象で文献資料の域を出ませんでした。
しかし，ドイツの方々はBGBの中で日常生活を過ごしています。まさにBGB
が無意識のうちに彼らの生活の根底に存在している。そのような感じを受けました。
また，ドイツ語学校に通学し，若い人たちの上達の速さに驚き，もっと若いときか
らドイツ語会話を勉強していればと後悔の念に駆られたのも事実です。

7 嬉しかったこと・悲しかったこと

つぎに，嬉しかったことです。これは専任講師として採用されたことです。給料
は助手に採用されたときから頂くことができましたが，助手の任期は2年間です。
1年間の延長が認められても，通算4年を過ぎると追放されます。私の場合は幸い
にして，3年終了後に専任講師に採用されました。これによって生活は安定し，研
究活動にも専念できることになりました。私事ながら，結婚も専任講師になってか
らでした。

そして，悲しかったことは両親との別れでした。2回目の留学が終わって帰国す
る2週間前，父親が亡くなりました。2週間前です。実家からは手紙で「帰ってこ
い」と書いてきますが，引越しの準備等で帰れませんでした。さすがに精神的に参
り，この2週間は大変尾籠な話ですが下痢が止まりませんでした。そして成田に降
り立ち，自宅玄関のドアを開けてトランクを押し込み，近所に住む姉の家を訪れま

した。姉が父親の葬儀一切を執り行ってくれたからです。そこではもう既に白木の箱に入った父親がおりました。長男として、大変申し訳ないという気持ちでいます。また、母親との別れも、ゼミ合宿で伊豆半島の白田という所に滞在中でした。夜中に、宿泊するペンションに電話があり、母親が危篤との知らせを受けました。ゼミの学生に話したところ、学生が「先生、ぜひ帰ってくれ」といいました。学生の車で、白田から伊東まで送ってもらいました。学生も「先生、ここで勘弁してください」というので、伊東でタクシーを拾いました。タクシーで東名を飛ばし、八王子に到着しました。タクシーの運転手が「これ以上、ちょっと私は無理だ」といいました。当時はカーナビも普及していませんでした。そして、八王子で京王タクシーに乗り換え、埼玉県飯能市にある病院に向かいました。病院のインターホンを押して「母親に会いにきました」と告げましたら、当直の看護師から「もう家にお帰りになりました」との返答がありました。結局、すでに死亡し、死に目に会うことはできませんでした。そのとき、私のズボンの左ポケットには、しわくちゃになった千円札が、2万5千円ぐらい入っていました。ゼミの学生が、私の帰宅費用としてカンパしてくれたお金でした。そのお金は後に全額を学生にお返ししましたが、今でも胸の詰まる思いがします。ただ、私が大学の教員という職業に就いたことを一番喜んでくれたのは両親でした。今となっては、両親の臨終の席に間に合わなかったことも、許してくれたのかと思っています。

8 結び

結びにあたり、本来、日本語にはない『学縁』という語を用いたことについて触れたいと思います。私が学部学生として専修大学に入学したのが18歳のときでした。52年間、専修大学という冠をかぶってきました。さらに、大学院への進学、指導教授との出会いもある種のご縁といえます。行き着くところは専修大学とのご縁に他なりません。本当に奇妙な52年、あるいは、教員としての44年であったかもしれません。ついに3月末に専修大学を去らねばなりません。大変感慨深いものがあります。かつて、村先生が退職間際、この校舎の14階のホールで、じっと1人、窓の外を眺めておりました。用事があって私もその場に行ったのですが、ついに声を掛けることができませんでした。今は亡き当時の村先生の心中を少しばかり理解できたよ

うな気がいたします。本日は皆さんお疲れの中、このような拙い話を聞いていただき、誠にありがとうございました。改めてお礼申し上げます。

【質疑応答】

内藤：先生方、何かご質問はございませんか。

木幡：ずっと一緒だったから、内容についてはいろいろ。知らないことももちろんあったんですけど、大変、含蓄のあるお話で、大変興味深く伺わせていただきました。私も同じような時代と一緒に生きたなということで、まさに学園の中の一人であったということであれば幸せかなというふうに、今、思っているところです。一緒に、何ていうか、同じようなんだけど、一緒に卒業生のグループということ言うと、一層の、何だか、何か分らない縁で結び合っ一緒に歩んできたなと。それで、また一人、ここで一応、形式的には大学を離れるという寂しさもあるわけですけども、一緒に歩んできた戦友みたいなもので、私もちょっと年上なもんだから、何か力になれたならばうれしいというふうに思っているところです。本日は、どうもありがとうございました。

庄：こちらこそありがとうございました。

内藤：他に、特に民法の先生方、とくにお若い先生方、いかがでしょうか。

家永：若いことは間違いありませんけど、1歳しか変わらない。

内藤：1歳。1歳でも若いです。

家永：どうもお疲れさまでした。学縁は木幡先生に比べればはるかに薄いほうですけども。平成元年だったかの私法学会の時は、学内でやらない、できないっていう方もおられて、田邊さんに確認したら「日本私法学会は、みんな若手が協力する」とおっしゃっていて、私も「やるんなら今じゃないですか」と言った側です。先生、大変で、土曜日に私法学会引き受けちゃったもんで、301、302、303、すべての教室で授業やってることを知らなかったって先生がおられて、先生が2～3回、受講生の数を前の何週間か確認されて、全部、どこの教室に移動してもらうなんていうことを散々されて、あの時でなければできなかったって感じがございます。

庄：私法学会の開催に当たっては、学会員である法学部や法科大学院の先生方で実行委員会を結成し、準備作業を行ったことを覚えています。当日、学会発表を行った先生方も発表後は事務方としてお手伝いしてくれました。学会終了後に、当時の会長であった東京大の山下友信教授よりスタッフ全員にお礼の言葉を掛けていただきました。目の回るよう

な日々でしたが、何とか乗り切ることができました。改めて、会員の先生方に感謝いたします。

内藤：良永先生、一言お願いします。

良永：指名されてしまって。今村先生と上原先生、私も明日、いろんな先生と研究会で、清水誠先生のお弟子さんの研究会、一緒にやったことがあるんですけども。ちょうどその話が今、出てたんですが、私が専修大学に来て32年になります。感想聞いてたんですが、今、私より若い人がいろいろ言うと、生意気言うなとか思ってカチンと来たりすることがあるんですけども、私が来たときは、もっと庄先生たちに生意気言ってみて、申し訳ありませんでした。今になって思うことがあります。私、昭和62年から来て、先生とは年に2回ぐらいずつは外でもお会いして、お食事したりしたので、先生との思い出は個別にたくさんあるんです。この中で触れられてなかったところでは、平成16年から法科大学院のほうの併任の教授もされて、一番大変な1期生、2期生の中には問題児がたくさんいて、大変な思いをしたことも承知しております。この中には一言も触れてないので、もしかしたら思い出したくないのかもしれませんが、その辺りの思い出みたいなものを一つぐらい言っていたらと。

庄：法科大学院には設立当初より関与し、設立後は併任教授および兼担教授として8年間、民法の講義と演習を担当しました。そのなかで、最も印象に残っているのは第1期生です。既修組、未修組を合わせて個性の強い人物が集まっていました。私に向けられる顔と彼らの内面の顔が相反している院生もいました。正直、将来的には法曹に相応しくないとと思われる院生もいました。もっとも、そのような院生については、その後、新司法試験に合格したとの報が入っていません。当初、法科大学院では、文科科学省の方針より、新司法試験のための受験指導はご法度とされていました。そのため、論述問題の指導についても、法律文書の書き方と名称を変更して指導していました。それが、今では、新司法試験の合格率を上げるために方針が変更され、積極的な受験指導が要請されています。少なくとも、法科大学院については、当初の制度設計が大幅に変更されています。本学の法科大学院についても、定員の充足、新司法試験合格率の上昇等喫緊の課題が山積し、将来的にはさらに厳しい状態になると心配しています。

田口：私から一つ。

内藤：お願いします。

田口：一緒に退職しますから、私も昨年末辺りから「退職したらタグチさん、あんた何やるの?」と、よく聞かれるんです。「決めてない」って。私は決めてないんですけど、しばらくぼけっとしようと思ってますけど、庄さんの場合、何かご予約あるんですか。計画

あるんですか。

庄：とくに具体的な予定はありません。ただ、先ほど紹介されましたように、現在、入間市の公平委員会委員を拝命しており、去年の6月に任期が更新されました。委員の任期が4年であるため、自ら辞さない限り74歳までは委員を務めることになります。また、ヴォランティアとして、入間市国際交流協会のお手伝いをさせていただいており、今後数年は継続することになろうかと思えます。この協会は、今や2,000人を超えた市在住外国人の支援、国内外の姉妹・友好都市との交流促進を図ることを目的としています。さらには、体が弱っても一人で家の中でできる趣味を見つけたいと思っています。一つ考えられるのは、村先生が好きだった謡です。宝生流だとか、観世流とかですね。謡の場合、どこでやるのが問題となります。家の中でやるならば防音装置を施さねばなりません。とにかく雨でも一人でできるものを探しています。テニスは体力的に限界に近づいています。

内藤：ありがとうございます。坂本先生、もう長いお付き合いだと思うんですけれども。

坂本：私は来年の3月に定年なんですけれど、最後の1年っていうのはどういうふうに暮らしたら。

庄：最後の1年間は、なすことすべてが在職中で最後となるために、一つひとつの事務処理に際して、脳裏をよぎるものが多くなりました。物理的に最も頭を悩ましたのは研究室の明渡しに向けた準備、つまり引越準備でした。雑誌は可能な限り廃棄処分し、書籍は大学の『古本募金』に寄付しました。自宅に大量の書籍を持ち帰らないことが妻の厳命でした。書籍の整理を早い時期から行ったために、後になって、大学院生から「定年で不要になった書籍があったら譲ってほしい」といわれましたが、後の祭りの状態でした。そのため、書籍の処分に際しては、予め、学生や院生に告知することが必要かもしれません。最も苦労したのは、書類・コピー類の処分でした。それらのなかには個人情報や機密情報が含まれているものがあり、ホチキス止めのものがほとんどでした。ホチキスやクリップを外し、シュレッダーでの裁断処理、ときには、大学を介しての溶解処理には多くの時間と労力を費やす結果となりました。一日でも早い準備をお勧めします。また、この1年間は、各種の送別会のお誘いがありました。私自身は、あまりお酒が飲めませんし、会を主催・参加する方々のご負担を考慮し、多くの送別会をご辞退させていただきました。私の身勝手をお許しいただきたいと思えます。

内藤：研究室長OBでおられました矢澤先生、何か一言。

矢澤：私も去年の今頃。私は、前回、ここでもお話したように、弁護士という比較的好いと思いますか、定年がない仕事をしているので、自分なりに冤罪(えんざい)事件の弁護団に入ったりしてやっていますので、その限りでは趣味。実益はないんですけど、持ち回り

ですから。自分の興味を継続してやっていけているかなっていうふうに。ただ、一番困るのは書物でした。

庄：振り返れば、大学院のとき、村先生から二つの指示または提案がありました。一つは「方法論として君が私の制度論を採るか、あるいは打田君の解釈論を採るか、君が教授になったときに決めたまえ」といわれました。結局、研究の方法論としては制度論を採りましたが、学生や院生に対する指導については、打田先生の、きめ細かい指導方法を承継させていただきました。かつて、私が書きなぐったような助手論文の原稿に、打田先生は丁寧に赤ペンを入れてくださいました。今でも、本当にありがたく思っています。二つには、「君は50歳になったら弁護士登録したまえ」といわれました。村先生の大学時代のお仲間が財界や官界で活躍し、資産的にも富裕であったからのようです。先生ご自身も定年退職後に弁護士登録され、東京駅近くの丸ビルに事務所を構えましたが、あまり上手くいきませんでした。そのようなご自身の経験からの提言であったようです。しかし、私としては、弁護士登録への道を選択せず、教育者・研究者としての道を歩んできました。これは、指導教授の教えに反した一事ともいえます。書物の整理や処分に関しては先にお話しした通りです。

内藤：ありがとうございます。庄先生が大学院の研究科長をされていた時に、大学院委員であった平田先生。いかがですか。

平田：私？ そうですね。

内藤：仲良くやられているじゃないですか、コンビで。

平田：一緒に、全然初めて2人で大学院を運営しなきゃいけないってところで、その間、4年間お付き合いいただいて、庄先生の非常に、何ていうのかな、真摯な姿勢とか、いろんな姿勢を間近で見ることができました。あの4年間で、随分、僕は庄先生との距離が近くなったなというふうに感じておまして、親しさの度合いといいますか、そういうものが増した4年間でした。僕、次に研究科長やることになっちゃったんですけども、いろんな指導をしていただきまして本当にありがとうございました。

庄：こちらこそお世話になりました。珍コンビでしたね。研究科長を平田先生にバトンタッチでき安心していました。現在、大学院法学研究科は定員を充足できない状態ですが、今後も大学院としての見識を堅持し続けて欲しいと願っています。

内藤：最後に学部長の森川先生から、お願いいたします。

森川：庄先生が専修大学に入られてから、ちょうど平成元年に教授になられていますけれども、私が専修大学に来たのは、その前年だったと思います。

庄：そうですね。当時の教授会で回覧に供された先生のクロス表紙の博士論文も記憶に

あります。

森川：専任講師として赴任しまして、最初は、いろんな委員会でご一緒することはあっても、やっぱりちょっと怖い先輩だなという、そういうイメージだったんです。4年間、入試委員をされていて。実は私も3年ぐらい入試委員やりましたので、そのうち2年間、入試委員、ご一緒させていただきまして、向ヶ丘遊園から生田に行ったり、逆に帰ったりするバスの中で、いろいろお話をさせていただくことになって、少し庄先生と、いろいろお話ができたなっていう感じを持ちました。

庄：2年間、入試委員でご一緒したことを覚えています。委員会の性質上、そこで議論した内容等についてはお話しできませんが。

森川：それから、あともう一度、先生とご一緒したことが。先生は15年にもわたって育友会の主任教授をされていたんですけれども、たまたま、あれは、佐賀ですね。

庄：まだ覚えています。佐賀での支部懇談会ですね。ご一緒させていただきました。

森川：本当に育友会に真摯に向かわれている姿は、私も今、こういう役職をするようになって、とても勉強になったと思います。それは、ちょうど私が教務委員長をやっている時に、法学部では、いち早く、もう早い時期から成績不良の学生についてはきちっと対処をしなければということで、今でもずっとやってますけれども、2年次生辺りから、もう呼んで学習相談とかをやるようになったんですけれど。いかんせん地方の学生の親御さんがそれに出てくるのはなかなか難しいということで、私のほうで庄先生のほうに、育友会の支部懇談会で、法学部としてこういう指導をしているので、その紙を育友会のほうでも持っていただいて、育友会でも法学部のそういうのに対処していただきたいということでお願いを申し上げましたら、それを育友会全体に庄先生のほうでやっていただいて、非常に法学部としてありがたかったと。結果的に、それがもう全学部に、今、広がりまして、昨年の教授会で、もう法学部独自のやつは要らなくなって、もう全学共通で育友会にも持っていけるようなものになりました。ちょっと先生のほうに説明不足だったもんですから逆に怒られまして、それだけやっぱり庄先生が育友会で非常にきめ細かい、何ていうのか、心配でいらっしゃる親御さんたちの声をよく聞いて、それをこちらに持ち帰って、ちゃんと関係部署を先生方に伝え、本当にご心配されている親御さんたちにしっかり対処されてきたのを、本当に、その情熱みたいなものをあらためて感じた次第です。本当に、ありがとうございました。

内藤：本当に、今日は、お忙しいところ、どうもありがとうございました。貴重なお話、ありがとうございました。庄先生の非常に真摯な学問に対する姿勢とか、教育に当たっても非常に熱意のあるといいますか、私にとっても教訓っていいですか、ご教授いただきま

した。特に、休講はしないなんていう話は非常に耳が痛い話でした。今後は、休講はしないということを肝に銘じたいというふうに思っております。これからも、どうかいろいろとご指導をいただきますように、お願い申し上げます。今日は本当に、どうもありがとうございました。

庄：こちらこそ、ありがとうございました。長い間お世話になりました。